

# かわべ 議会だより



## 北小学校6年生が議会を見学

議会最終日に川辺北小学校6年生18人が社会科学習のため議会を見学しました。

また、児童からの質問に答える授業を行いました。児童は一般質問の様子を思い浮かべながら真剣に聞いていました。

※こどもたちの感想は3ページに記載

## 目次

- ・第4回定例会・・・・・・・・・・ 2
- ・総務委員会審査・・・・・・・・・・ 2
- ・議会見学の感想・・・・・・・・・・ 3
- ・議案ピックアップ・・・・・・・・・・ 5
- ・審議結果一覧・・・・・・・・・・ 6
- ・議会まとめ知識・・・・・・・・・・ 6
- ・意見書の内容・・・・・・・・・・ 7
- ・一般質問・・・・・・・・・・ 8
- ・議会日誌・・・・・・・・・・ 16
- ・編集後記・・・・・・・・・・ 16

# 第4回定例会

## 一般会計予算1億9758万円余りを補正

平成30年第4回定例会が、12月5日から14日の会期で開催されました。川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案件1件、平成30年度各会計の補正予算案件6件などを原案のとおり全会一致で可決しました。最終日には、補正予算案件2件と意見書3件が追加上程され、いづれも原案のとおり全会一致で可決しました。

## 総務委員会審査

12月定例会に提案された8件の議案は総務委員会に付託され、12月5日からの2日間の日程で審査が行われました。

委員会に付託された議案について、各課から説明を受け、質疑応答を行い、必要書類の提出を求め審査を進めました。

審査に当たっては、延べ36件余りの質疑応答が行われ、12月6日に討論・採決を行った結果、審査に付された全ての議案について全会一致で可決すべきものと決定しました。

審査における質疑応答の主なものは次のとおりです。



### 【和解及び損害賠償の額の決定について】

**Q** 事故のあった山楠公園駐車場は、法面に大きな木々があり、防犯灯も1基のみで非常に暗く同じ事故が生じかねない。今後の再発防止策を伺います。

**A** 法面の木々については、現場を見ながら対応し、照明については、今後検討していきたいと考えています。

### 【平成30年度一般会計補正予算について】

**Q** ふるさと納税の充当基準を伺います。また、寄附された方に対し充当した事業の報告はなされているのか併せて伺います。

**A** 第5次総合計画の「まちづくりの方針」に基づき、施策の事業に充当しています。また、寄附された方への報告は、直接ではないが町のホームページで総合的に公表しています。

### 【平成30年度介護保険特別会計補正予算について】

**Q** 認知症総合支援事業の概要を伺います。

**A** この事業では、認知症の予防と早期発見・認知症サポーターの養成などを実施しています。

### 【川辺町職員の給与に関する条例等の一部改正について】

**Q** 保育教諭の採用は難しいと聞いているが、今回の改正で福祉職の給与面の問題が改善されるのか伺います。

**A** 今回の改正で、給与面では改善されます。しかし、人員的には不足が生じています。福祉職給料表については、現在3級制になっていますが、一般職との均衡を勘案しながら4級制に改正できるよう準備しています。



**A** 介護保険事業内では、認知症の方が部屋を出たときにブザーで知らせるマットをレンタルする支援策があります。また、徘徊の可能性の高い方には警察・民生委員と連携して対応できるようにしています。



# 議会を見学した感想

佐伯 吏幸

議会の話聞いてとても静かできんちよう感のある空気を感じました。理由は議長さんは落ち着いた様子で質問を受けていたからです。また、すごいと思ったこともあります。それは、二分前には、全員集まっているということ。六年生でも二分前行動を心がけているのですが、議員さんはいつもとどおりといわんばかりに、二分前には集まっていました。六年生もがんばりたいです。

赤塚 光介

議会を傍聴して、議会では川辺町を良くするために町民が安心して暮らせるために、議員やそれぞれの課の代表の方たちが話し合っていることが分かりとてもありがたいと思いました。

議長の許可がないと議員が質問したり代表が答

えることができないう、

挙手をして議長があてないうと発言できないということも分かったし、一般質問する人は議長の前にいるけれど答弁する人は最初の答弁は議長の前で、二回目からはその場で答弁しているということも分かりました。

渡辺 陸人

議会を見学して議員さんは町のことや環境のことを考え、先のことを考えて話していると思いました。質問された後、すぐに考えて話していたのです。すごいと思いました。さらに、質問も短くまとめたのですごいと思いました。議員さんは議長が認めないと質問ができなくて、しっかりとしたルールがあるのだなと感じました。とても議会は静かだけれどもきん張りました。

古田 大地

議会を初めて見学しました。議会では、ポケットパークやダム湖周辺の木、豚コレラ、旧下麻生小学校グラウンドなどについて議論していました。特に、最近話題となっている「豚コレラ」について心に残っています。それはなぜかというと岐阜で豚コレラが発生して約4ヶ月、各地で多発していて美濃加茂や八百津そして可児まで広がっていて川辺はまだないようですが、イノシシがこれまで70頭亡くなっているから少しかわいそうだから、もっと対応して、かんせんをくい止めてほしいと思います。

池戸 颯祐

議会の様子を見て、議会が始まると、とてもきん張感がありちがう世界のように感じた。議会では、議長の前で話をする時には、議長席に向かつて礼をしてから話し始めました。話し方がすごいと思いました。理由は、相手の方を向き、大きな口で話をしていだし、大きな声で議会を進めて、相手側の話をしっかりと聞いていたからです。

佐伯 仁之介

川辺町議会を見学して色々なことが分かりました。たとえば、議員の机にマイクがついていることや町長なども参加していることです。その後、議長のいすにすわるなご、ふつうとはちがうことをさせてもらいうれしかったです。議員さんたちが集中して、話したり聞いたたりしていたので、議員さんたちを見習いたいです。

伊藤 歩空

議会を見て議会はどんな所なのか見る前は、あまり分からなかったけれど、議員の人や教育委員会の人などたくさん人がいて向かい合っているということがびっくりしました。議会を開くためにも議長、事務局長などいろいろな仕事があつて議会を進めるだけでなく開くのもとても大変だということが分かった。議会では、議長が○番△△君と指名したら質問をしたり質問にこたえたりするということも分かった。

大久保 帆埜

初めて議会を見て自分が話しているわけでもないのにとてもきん張りました。議会のたくさんさんの工夫を見つけました。天井にコンセントがあつたり、議場ではカーペットがひいてあつて足音がなりにくいようになつたりして、すごく工夫がしてあると思いました。そして、議会の話題では、

中山 美輝

議会を見て一番話分かったのは、今大二ユーの「豚コレラ」です。私たちにはいきょうしいけれど、ブタやイノシシに関係していて、特にびっくりしたのは「豚コレラ」の関係で11月15日から3月15日までのイベントで数十か所が店を出せないのは、かわいそうだと思いました。また、イノシシをわなでとつた場合、県に持つていって検査をするそうです。今日の議会で議会の進め方がよく分かりました。一般質問の所にやり方が書いてありました。私たちの未来のために話し合っていました。

## 曾我 颯杜

議会を見てすごいと思  
いました。理由は、普段  
は見ることができない議  
場を見ることができたか  
らです。議会では色々な  
一般問題について話し  
合っていました。中で  
も、低い木が成長して高  
い木になった問題がいい  
と思いました。理由は、  
変な所に木が伸びてし  
まったら色々な問題が起  
きてしまうからです。だ  
から、この問題に賛成で  
す。そして、川辺町の問  
題がどのように解決され  
ているか見学できたので  
良かったです。

## 村山 丈一郎

定例会の傍聴を終えて、  
議会では川辺町の代表の  
議員さんが川辺町をより  
よくするために一般質問  
を出し、それに町長さん  
達が反論したり賛同した  
りする場所ということが  
分かりました。議会では  
議長さんが進行し、何度  
も自由に質問したりでき  
ると思っていたけど本当

は議長さんが法律をかく  
にんし再質問をしていい  
かなどがきめられるとい  
うことが分かりました。

## 安藤 愛莉

議会の話を聞いて、特  
に樹木の件について町民  
のことをしっかり考えて  
議長さんたちは話し合っ  
ているんだなと思いまし  
た。そして今日、実際に  
議場に入っていすや机が  
質問する側と回答する側  
に分かれていたり議長さ  
んの席は一番高くして  
あったりと初めて知りま  
した。議会に出席する人  
たちは、町のことをしっ  
かり考えて、どうしたら  
より良くなるかと話して  
いるところがすごいと思  
いました。

## 奥村 夢実

町民の意見やアンケー  
トなどを取った結果もふ  
まえて話していたので、  
とても説得力がありすご  
いなあと思いました。質  
問した答えがなるほど、  
そうなんだなどとまねし  
たいと思った部分があ

り、とてもわくわくした  
気持ちになりました。議  
長が再質問をしていい  
か、次はだれが質問して  
いいかなどを決めている  
ところが、自由に答弁し  
ていると思っていたので  
すごくおどろきました。

## 佐伯 華

議会はどんな事をして  
いるのかくわしく知らな  
かったけれど、先日見学  
した時に質問する人が意  
見を述べると議長が挙手  
している人を当て、当て  
られた人がそれに反論し  
て意見を述べていて、よ  
く聞いていたら説得力の  
あることを言っていたの  
ですごくいい思いました。

## 林 涼太郎

議会を初めて傍聴して  
議員さんたちは、この川  
辺町をよくするために  
色々な議題を話し合っ  
ているということが分か

ました。特に気になった  
のは、豚コレラです。豚  
コレラにかかったブタや  
イノシシに関する対策を  
していたのですごくいい  
思いました。となりの町に  
も出てきているので気を  
つけたいと思いました。

## 佐伯 紗彩

議会を初めて見学して  
議員のみなさんは川辺町  
のことをよく考えて議題  
として話し合っていたの  
ですごくいい思いました。旧  
下麻生小学校のあとちを  
どう利用するかの議題で  
プールの場所はまだ防災  
水そうがあるからグラウ  
ンドをたくさんの方が利  
用できる公園みたいな遊  
べる所にしたいと思いま  
した。議員の人が質問し  
た時に議長にお願いして  
いたことがとてもおどろ  
いたしすごくいい思いま  
した。

## 中平 茜理

定例会の傍聴を終え  
て、思ったことは議長が  
「○番△△さん」と言わず  
に「○番△△くんの質問  
を許可します」と言い、  
議員は「質問の許可をい  
ただいたの」と話し始  
める前に一言言ってから  
話し始めていたので、こ  
のように議会を進めてい  
るんだなと思いました。  
はきはきと話していたの  
で、私も授業などではき  
はきと話したいです。

## 庄 瑞葉

議会を初めて見て、議  
会とはとてもきん張感が  
あり想像していたのとは  
まったくちがいました。そ  
して議会では、「○番の△  
△君」とどの人も君づけを  
していて意見を言う時に  
は、一般質問する所で意見  
を言い、自分の席にもど  
らずに質問者の席に座っ  
ているのが分かりました。  
反論の時には想像してい  
たように「わあ」とならず  
静かに反論していたので  
びっくりしました。

## 北小学校で授業

12月20日、議会を見学  
した北小学校六年生の授  
業を行いました。

児童からは、事前に議  
会や議員に対しての質問  
が提出されており、その  
質問に回答するため、議  
長と議会事務局長が訪問  
しました。

質問は28問にもおよ  
び、限られた時間のなか  
で回答をしました。

児童は、議場での一般  
質問の様子を思い浮かべ  
ながら、真剣に聞いてい  
ました。



# 議案ピックアップ

## 条例の一部改正

### 【川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例】

平成30年人事院勧告に従い関係条例の一部改正を行いました。

- ①川辺町職員の給与に関する条例
- ②川辺町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例
- ③川辺町長等の給与に関する条例

## 承認案件

### 【平成30年度川辺町一般会計補正予算（専決第3号）】

台風21号と9月10日の大雨により、こども園や林道が被害を受け修繕が必要となったため、その所要額の補正が行われました。

### 【平成30年度川辺町農業集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）】

台風21号により、かしおクリーンセンターの屋根に被害を受け修繕が必要となったため、その所要額の補正が行われました。

## 各会計補正予算

一般会計ほか特別会計において、決算見込額を基に各種事業の予算整理と追加の財政需要に対する予算の補正が行われました。

### 【平成30年度一般会計補正予算（第3号）の主な内容】 ※▲は減額。

#### ◆歳出

- ・人件費(205万円)
- ・犯罪被害者等支援金(40万円)
- ・ふるさと川辺応援事業(1千889万7千円)
- ・まちづくり基金積立金(4千万円)
- ・こども園空調・トイレ改修事業(8千770万2千円)
- ・国民健康保険事業特別会計操出金(▲291万9千円)
- ・県道改良事業負担金(300万円)
- ・下水道事業特別会計操出金(▲160万4千円)
- ・空き家解体支援事業補助金(60万円)
- ・小学校建設基金積立金(4千557万5千円)
- ・公債費(▲31万1千円)など

#### 【その他特別会計補正状況】

会計名	補正額
国民健康保険事業	1億1千684万6千円増額
下水道事業	34万円増額
介護保険	1千304万6千円増額
後期高齢者医療	1千238万8千円減額
水道事業(支出)	164万円増額

#### ◆歳入

- ・普通交付税(1億3千376万7千円)
- ・原木低コスト供給対策事業費補助金(県)(▲340万4千円)
- ・ふるさと川辺応援寄附金(4千万円)
- ・教育費寄附金(50万円)
- ・基金繰入金(▲1億5千387万6千円)
- ・繰越金(1億3千981万3千円)
- ・町債(4千110万2千円)など



# こんなことが決まりました

## 平成30年12月定例会審議結果

件名	採決状況 (賛成：反対)	結果
専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》	報告のみ	
専決処分の報告について《和解及び損害賠償の額の決定》	報告のみ	
専決処分について承認を求める件 《平成30年度川辺町一般会計補正予算(専決第3号)》	賛成7：反対0	承認
専決処分について承認を求める件 《平成30年度川辺町農業集落排水事業特別会計補正予算(専決第1号)》	賛成7：反対0	承認
和解及び損害賠償の額の決定について	賛成6：反対0	可決
川辺町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	賛成7：反対0	可決
平成30年度川辺町一般会計補正予算(第3号)	賛成7：反対0	可決
平成30年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	賛成7：反対0	可決
平成30年度川辺町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	賛成7：反対0	可決
平成30年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第3号)	賛成7：反対0	可決
平成30年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	賛成7：反対0	可決
平成30年度川辺町水道事業会計補正予算(第3号)	賛成7：反対0	可決
平成30年度川辺町一般会計補正予算(第4号)	賛成7：反対0	可決
平成30年度川辺町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	賛成7：反対0	可決
厚生年金制度への地方議会議員の加入実現を求める意見書	賛成7：反対0	可決
後期高齢者医療の窓口負担について、原則1割負担の継続を求める意見書	賛成7：反対0	可決
こども園・小中学校における空調設備の設置及び改修促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書	賛成7：反対0	可決

## 議会まとめ知識

### ◆意見書<sup>いけんしょ</sup>ってなに？

地方公共団体の公益に関する事件について、議会の意思を「意見としてまとめた文書」のことをいいます。議会は、この意見書を国会又は関係行政庁に対し提出(地方自治法第99条)することができます。

意見書は、公益に関することである限り、法律上内容の制限はありません。

提出する要因は、おおむね次のとおりで大別することができます。

- ①国政事務又は受託事務について、制度の改善や新設を促進されたい請願・陳情・住民運動がある場合
- ②国政に反映させるために議会独自の意思に基づく場合

定例会最終日に次の3件の意見書が提出され、採決の結果、いずれも全会一致で可決されました。

### 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、平成27年に実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員を民間サラリーマン等と同様の厚生年金制度に加入できるようにすることは、議員の志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早期に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 岐阜県川辺町議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣

### 後期高齢者医療の窓口負担について原則1割負担の継続を求める意見書

経済的理由で必要な受診ができない高齢者が増えており、総務省の「平成29年家計調査報告」によると高齢者夫婦無職世帯では、生活費などが毎月不足し預金を取り崩して生活せざるを得ないのが実情である。6月15日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、「世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から後期高齢者の窓口負担のあり方について検討する」とされ、医療費窓口負担を現行の原則1割から2割に引き上げる議論が始まっている。

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会では、2割化によって受診抑制が広がるなど、懸念する声も出されている。年金収入も減るなか、後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態の深刻化が懸念される。

よって、このような高齢者の実情に配慮し、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 岐阜県川辺町議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣

### こども園・小中学校における空調設備設置及び改修促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。本県では地形の影響もあり、本年7月には、月の半分を超える16日が猛暑日となったほか、多治見市や美濃市では40度を超える気温が観測されるなど、命の危険にさらされているといっても過言ではない状況にある。

園児・児童・生徒が一日の大半を過ごす保育室や教室の室温に関しては、生活や学習する環境としては極めて厳しい状況にあり、園児・児童・生徒の学習意欲や集中力が低下するだけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このような状況のなか、各市町村では、園児・児童・生徒の生活や学習しやすい環境を確保するため、空調設備の導入や改修に取り組んでいるが交付金や地方交付税は必要総額が確保されているとは言い難く、老朽化対策や耐震化など、従前から対応している課題に優先的に充当され、空調設備にまで配分されない事例が多くなっている。

また財政状況の厳しい市町村では、空調設備の設置及び改修を断念せざるを得ず、整備率は市町村間で大きく異なっているのが現状である。学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、「教室内の温度は17℃以上28℃以下であることが望ましい」とされており、この基準に基づき教育環境に格差が生じることはあってはならず、格差是正に向け早急な対応が求められている。

よって、国においては市町村における、こども園・小中学校への空調設備の導入及び改修が着実に進められるよう、交付金や地方交付税の予算規模の大幅な増額など財政支援を拡充するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。 岐阜県川辺町議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・内閣官房長官・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣

# 一般質問

6人の議員が質問  
27人が傍聴

## ◆質問事項一覧

※質問順に掲載

1. 佐藤 満 議員  
①高木の安全性や景観について
2. 佐伯 雄幸 議員  
①ポケットパーク事業について
3. 井戸 三兼 議員  
①旧下麻生小学校跡地利用について
4. 平岡 正男 議員  
①豚コレラ発生に伴う町の対応について
5. 櫻井 芳男 議員  
①オリンピック・パラリンピックの合宿招致について
6. 古川 政久 議員  
①嘱託職員の会計年度任用職員制度への移行について  
②水道会計について

## 佐藤満 議員

### 問 高木の安全性や景観について

～町の対応策は～

防災の会では、毎月町内を区割りしての防災パトロールを実施しています。今年9月の台風の後、神坂地区の巡視があり、その被害状況を見ました。背の高い木が民家に倒れたことによる屋根の被害がありました。また、これとは別に西栃井地区でも、神社の高木が倒れて鳥居が破損する被害がありました。

この夏の台風被害では、各地で長時間の停電が発生し問題視されていましたが、神坂地区でも神坂川沿いに配電線が通っており、電線の上に覆い被さるように高い樹木が並んでいるため、これらが倒れたら、神坂地区でも広範囲にわたって停電となり、復旧までに相当の時間を要することになると思われます。

### 答 官民が協力して危険除去と景観保全に努めたい

【参事兼基盤整備課長】

(1)本年9月に上陸した台風21号は25年ぶりの「非常に強い台風」として西日本各地に強風と大雨をもたらし、本町においても強風による倒木被害が各所で発生しました。倒木や折れた枝が道路を塞いで通行に支障が生じたり、住居を直撃したり、電気の架線が切れて一部地域が停電したり、停電に伴って水道が断水するなど、住民生活に影響が生じましたが、樹木の管理は当該所有者がそれぞれ適切に管理していくべきものであり、倒木や伸びた枝葉などが原因で人や自動車、家屋などに損害が発生した場合は、樹木の所有者が管理責任を問われることとなりますので、日ごろの各所有者による管理がとても重要となります。

町が管理する敷地内にも数多くの樹木があり、道路の通行や隣接する住居等に支障がないよう剪定や伐採・防除等を実施していますが、今後とも一層の注意を払って進めていく必要があると考えています。

個人敷地の樹木であつて、道路に対し倒木の危険があるものや枝葉が伸びているものは、当該所有者に対し文書で改善されるよう依頼しています。

また、今回の台風のような自然災害等により歩行者や自動車の通行に支障が生じた場合は、支障となる範囲内で伐採や除去を行い通行の確保を図っています。その他にも「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、特定空家に認定された建築物又は工作物の敷地内の樹木については、空家と同様に行政が介入できるとされています。

なお、電気事業者等についても、架線に支障と

## 佐伯雄幸議員

### 問 ポケットパーク 事業について

～要望の進展は～

なる枝の伐採等が実施されていきます。ひとたび架線が切れて停電が発生しますと復旧に時間を要するほか、住民生活にも大きな影響が生じることから、官民が協力して被害を未然に防止するための取り組みを行う必要があると考えており、電気事業者とはそのための協議を始めたところです。

(2)直近では、平成27年度にポト競技の観戦に妨げとなるスタート付近やフィニッシュ付近の左岸の樹木を伐採しています。今のところ景観が著しく損なわれていないと思いますが、今後も必要に応じて伐採を行う必要があると考えています。

また、低木への変更に ついては樹木そのものにも役割があり、木陰を提供し、四季折々の移り変わりを感ずる効果や自動車の視線誘導効果、防風効果などを考慮しながら、景観の保全に努めたいと考えています。

以前、執行部から、この「ポケットパーク事業」の計画の説明を受けた際には、「土地の購入をし

てまで造る必要があるのか」「現にある東光寺公園でも人の姿をあまり見かけない」等々、議会からは懐疑的な意見も出ま

先日、2人の小さなお子さんを連れただお母さんとお話する機会がありましたので「川辺町の環境はいかがですか」と尋ねてみました。そのお母さんは、「子育てをするにはとてもよい環境だと思います。でも、子どもを遊ばせるために、いちいち車に乗せて出掛けなければいけないので、近くに公園などがあると助かります」と言われました。

そこで「今、川辺町ではポケットパーク事業というものを計画している、今年度から着工に向けての準備が始まりますよ」とお伝えしました。そのお母さんは「実現したら、とてもありがたいです」と大変喜んでくれました。

### 答 地域の協力 を進めたい

【参事兼基盤整備課長】

ポケットパークの整備は、第5次総合計画の主要施策としても掲げられており、既存用地等を有効に活用しながら、地域住民との協働によるまちづくり手法を活用し、防災機能を加味するなど地域の憩いの場を整備したいと考えています。

ポケットパークには明確な定義はありませんが、一般的には①面積が小さく、小規模な空間であること ②周囲の人が利用できる自由な空間であること ③周囲の特徴や住民ニーズを生かした空間であることが特徴といわれています。

平成30年10月に、「ポケットパークに関する住民アンケート調査」を実施しており、現在はその解析を行っている最中です。その結果を踏まえて

役場庁舎内の横断的なワークショップを開催し、①地域の課題やニーズの把握 ②ポケットパークの適正配置とテーマの整理 ③地域住民との協働作業の進め方などを検討する予定です。

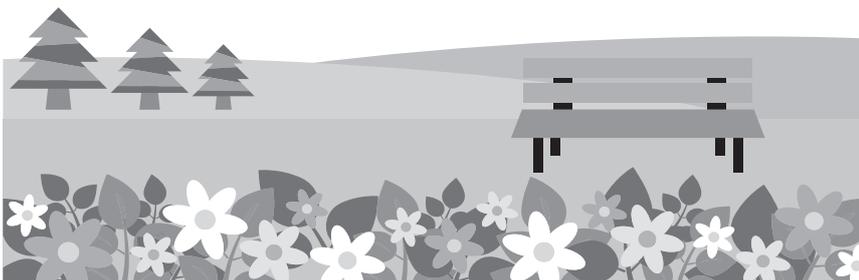
来年度は、実際に施工可能なモデル地区を選定し、地域の皆様とともに、設置に向けた具体的な場所の選定や地域の特徴を踏まえたポケットパークのテーマ、設置後の維持管理等について話し合い、当該ポケットパークの基本的な計画の策定を考えており、このための予算確保にも努めたいと考えています。

現時点では、ポケットパークの配置やどのような機能を持たせるかなど具体的なイメージはつかめておらず、今後の作業でそのイメージを固めていく予定としています。

設置後の維持管理も含め、地域の協力は必要不可欠であり、地域のニーズや

協力が得られない場合は設置も困難となります。

議員から「ポケットパーク事業は大変よい取り組みだ」と思っていただけのことでは、事業を推進するうえで大変励みとなります。皆さんのご協力をお願いします。



**問** 旧下麻生小学校跡地利用について

今後の利活用計画は

平成24年に旧下麻生小学校校舎が撤去され、早や6年半が経過しています。平成25年8月には、旧下麻生小学校跡地利用

検討委員会から4項目9件の「跡地利用に関する要望書」が出されており、

その中で災害用物品備蓄倉庫・トイレや手洗の整備・防火水槽の設置の3件は整備されています。

そこで、お尋ねします。

(1)避難所の建設、児童公園の整備等は、今後の計画に入っているのでしょうか。

(2)検討委員会では、下麻生区民だけではなく、川辺町全体に利することのスタンスで検討されていたようですが、今後、どのように利活用を進めるのでしょうか。

(3)第3回定例会で、同僚議員の質問に対し、町長は「小学校将来構想策定委員会からの提言を受け、今後小学校統廃合に向けての計画を進めていく」と答弁されましたが、統廃合後の施設再利用を含めて、旧下麻生小学校跡地利用を考慮しておられるのでしょうか。

**答** 地元要望や様々の意見を反映したい

【町長】

平成29年度のグラウンド利用状況は、1年間に12回、平成30年度は11月末までに9回となっております。

そのほとんどが下麻生福寿会のグラウンドゴルフの利用となっております。また夜間の利用では、下麻生区の夏祭りや消防団の操法練習で利用されています。その他、スポーツ少年団の利用や各種スポーツ大会の会場などとしての利用はございます。

(1)(2)避難所の建設は、平成30年11月に下麻生区から「災害時の避難場所の新設」の要望書をいただいています。これに対し町は、旧下麻生小学校のプール跡地を活用し、大雨などの災害時に避難所として利用できる施設を設置を検討する旨の回答をいたしました。

なお、当該施設の規模や施設の利用形態、財源の確保などは、地元区長さんを中心に先進地事例の視察や地域住民の意見集約など、行政と地域が協働して実施するような事業を念頭に置いています。

児童公園の整備は、町内に点在する既存用地を有効活用すべく、計画的・効果的なポケットパークの配置・整備に向けた基本構想策定に向けた町民アンケートを平成30年10月に実施したところ。地域が主体となり、日常的に利用していただけるポケットパークの整備をするにはどうし

たら良いのかについて、町職員15名によるワークショップを今後開催する予定です。また、平成31年度には住民の皆さんを対象としたワークショップも開催する予定です。従いまして、下麻生区からのご要望や町民アンケートによるご意見・ご提案、町職員ワークショップによる意見などを勘案しながら、今後の利活用計画に反映させたいと思います。

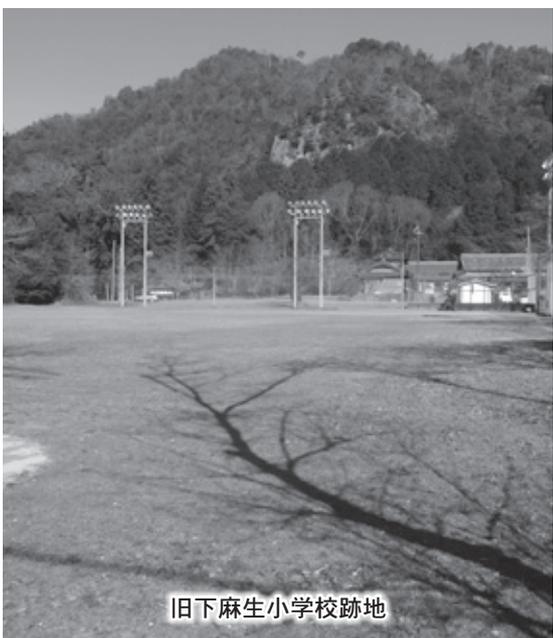
なお、当該跡地のなかで、校舎跡地及びグラウンドは、その大部分が土砂災害警戒区域(イエローゾーン)に指定されていることから、安全性を考慮しますと利用用途が制限されると考えます。

(3)小学校将来構想策定委員会の皆様に平成28〜29年度の2年間にわたりご検討をお願いし、本年3月に11項目の提言書をいただきました。現在、再編計画の骨子を作るべく、教育委員会において、何

度も協議を重ねています。提言書には「統廃合後、使用しなくなる施設等は地域コミュニティを含め、まちづくりの有効に活用すること」も記されています。

これに沿って、現在使用している校舎・体育館・運動場等の利活用方法についても協議しているところですが、当該委員会での跡地利用は、現在の3小学校を念頭においてご提言いただいております。

旧下麻生小学校跡地の利用は、小学校再編計画の中では考えていません。



旧下麻生小学校跡地

**【土砂災害警戒区域】**

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地すべり)が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域のこと。過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定されます。また、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」といいます。一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

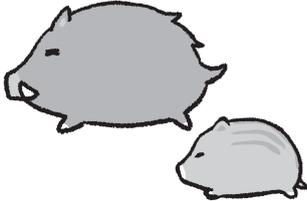
問 豚コレラ発生に伴う町の対応について

～防疫手順と救済策は～

平成30年8月3日に、岐阜市内で発生した豚の大量死を受け、岐阜県は「豚コレラ」の陽性反応を確定し、防疫措置が取られたことは、担当課はもちろん、広く町民の知るところであります。(1)3日に発生したことを把握しながら9日に防疫措置が取られたことに対して「初期対応の遅れ」を指摘する報道もされていますが、川辺町でもこのようなことが起こった場合、速やかに対応できるように、防疫手順等は完備されているのかお答え下さい。(2)川辺町には養豚業者が不在であることから、豚に関しての心配はないと考えます。しかし、イノシシについては、豚から

イノシシへの感染ルートが明らかになり、沢や山に野生のイノシシが生息している川辺町では、対岸の火事ではない状況です。既に、現在30km圏内の野生のイノシシの捕獲が禁止され、食糧品としての利活用ができない状況です。

捕獲禁止措置によって、猟友会員の皆さんには、今期間イノシシを捕獲できない状態が続くわけですが、どの程度、今年と比較して減少するのか、その頭数と損害額をお答え下さい。またその救済策は、どのようにお考えなのか併せてお答え下さい。



答 感染拡大の早期防止と町民への迅速な情報提供に務めたい

【産業環境課長】

岐阜市で感染確認後、現在も感染確認エリアが拡大しており、近隣の可児市・坂祝町・八百津町でも確認され、12月8日までに70頭の感染した野生イノシシが確認されています。また、最近では、美濃加茂市内の県畜産研究所養豚・養鶏研究部の豚に感染が確認され約500頭が殺処分されました。

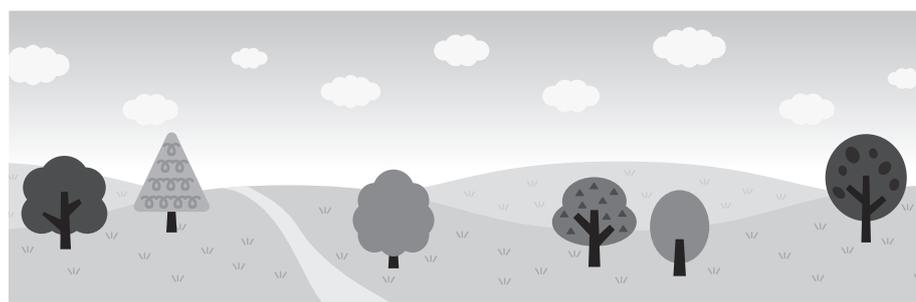
(1)豚コレラに関する防疫業務は岐阜県が実施主体となり、各市町村は県に協力する体制を執ることとなっております。現在、各市町村は豚コレラの感染エリアを特定するため、野生イノシシを捕獲又は死亡イノシシを確認した場合の情報提供とともに、岐阜市内の中央家畜保健衛生所に搬

入することが役割となっております。川辺町では町猟友会ご協力のもと有害鳥獣の捕獲・駆除を実施しているなかで、野生イノシシが捕獲された場合は、全頭を中央家畜保健衛生所に町職員が搬入し、豚コレラに感染しているか検査を受けています。また、イノシシを捕獲した際は、県の指示によりイノシシ捕獲用の檻とその周囲、職員等の靴を消毒し感染拡大の防止に努めています。(2)毎年11月15日から3月15日までは狩猟期間として、岐阜県で狩猟登録された方が、県内で狩猟を行うことのできる期間となっております。豚コレラの発生により川辺町を含む23市町の全域又は一部で銃猟及び罟猟が禁止されています。しかしながら、町では鳥獣被害の状況に鑑み、有害鳥獣の捕獲許可を与えた猟友会員により檻と罟に限り野生

イノシシを捕獲している現状です。銃猟及び罟猟禁止に伴う影響は、有害鳥獣捕獲による頭数は把握していませんが、狩猟期間中の捕獲頭数については把握していないため、その損害額もお答えすることができません。

しかし、このような状況であることから、例年に比べ猟期中に捕獲されるイノシシは減少することが想定されます。本来、この時期は岐阜県全域で狩猟を行うことができる期間であり、一部の地域で銃猟及び罟猟が禁止され、狩猟登録者から不満が出ていることは事実です。狩猟登録の許可や狩猟制限は、岐阜県が決定していることから、これに従っていただくしかございません。また現在のところ、これらに対する救済措置もございません。

町として、捕獲イノシシの運搬や日々情報が更新されることにより、猟友会員への対応等負担が大きくなっていますが、岐阜県と連携を密にし、豚コレラの感染拡大の早期防止、これに関する町民等への情報提供を迅速に実施するよう努めたいと考えています。





との交流イベントなどが実施できるよう検討・折衝しているところです。

しかしながら、そもそも各国の事前合宿の本来の目的は、体調を整え、競技に集中する状態づくりであるため、合宿地の住民との交流活動は希望しないという国も多いことが分かってきました。

そのため今後、相手国との交渉は、交流事業への協力を最優先でお願いしていきたい、あるいは協力的な国へ優先的にアプローチを進めたいと考えています。

先日、ある新聞社が取上げたように、オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致に当たっては、既に一部自治体間では費用を惜しまぬ誘致合戦が起きつつあるのでは、との危惧が報道されています。

当町では町財政への影響や関係者及び職員への各種負担等の限度を考慮のうえ、常識的な範囲内

で実現できるよう議会の皆様にもご相談しながら誘致を図る方針で進めているところです。今のところ、そのような制約の範囲内で精一杯、誘致活動を行っています。現時点では、具体的な成果・約定には至っていませんが、誘致を達成し、町として歓迎できるような努め所存です。



漕艇場

## 古川政久 議員

### 問 嘱託職員の 会計年度任用 職員制度への 移行について

～課題と進捗状況は～

平成29年5月に地方公務員法や地方自治法が改正され、2020年4月から会計年度任用職員という新たな制度に変わります。現在、国及び地方公共団体の臨時・非常勤職員は、大きく特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時的任用職員に分かれており、そのうちの特別職非常勤職員は、特別な知識経験に基づく業務を行うために任用されますが、地方公務員法の適用がないため、守秘義務、営利企業等への従事の制限はありません。また、一般職非常勤職員は、正規の職員とほぼ同様の職務に従事していても、期末・勤勉手当など各種手当の支給が認め

られておらず、同一労働同一賃金の観点からも問題があるといわれています。本町においても本改正の影響は大きく、条例等をはじめとして見直しが必要であることは承知しており、既に総務省から示された「会計年度任用職員導入に向けた事務処理マニュアル」に基づいて、準備が滞りなく進められていると思います。

そこで、質問します。  
(1) 今回の法改正の背景と目的について  
(2) 当町の嘱託員の現状と課題について  
(3) 新しい制度になった場合、川辺町の嘱託員はどのような職種に分類されるのか  
(4) 今回の改正による財政に対する負荷は、どの程度と想定しているのか  
(5) 給料の格付け、諸手当の取扱い、勤務期間及び休暇、社会保険等はどうなるのか  
(6) 現在の進捗状況はどのようなになっているか、今

後どのような手続で進めていくのか

### 答 組織改革と 定員管理の 適正化の取り組み を推進したい

【総務課長】

(1) 各地方公共団体では、厳しい財政事情のなか、福祉・教育・子育てなど増大する行政需要への対応が求められており、これに伴う臨時・非常勤の職員の数も増加し幅広い分野で勤務しています。

しかしながら、労働者の低い非専務的な「特別職」に、労働者性が高く専務的な事務補助員も任用され、守秘義務など課すべき服務規定が課せられていないなどの諸問題が見受けられます。また、労働者性の高い事務補助員等に対して期末手当が支払われないなど処遇上の課題も指摘されていました。

知識経験等に基づき助言・調査等を行う者」とした特別職非常勤職員並びに臨時的任用職員の任用に対する要件の厳格化を行い、併せて、現在の嘱託職員などは、一般職非常勤職員とし、労働者性の高い者を類型化・任用根拠の明確化を行い、給料・手当、休暇等の必要な勤務条件等を確保した「会計年度任用職員」とされました。

(2) 本町で雇用している嘱託職員等は、保育士・学校支援員なども含め93名で、地方公務員法の特別職に位置付けられ、内容は、事務補助や保育補助などで、勤務形態は、月額報酬、日額報酬及び時間給と様々で、報酬のほかに手当や一般職に適用される服務規定はありません。

勤務時間は、月額勤務職員では、多くの職員を1日6時間45分、週5日間の勤務で雇用しています。業務内容は、各課に

おける窓口の受付や事務など、教育・保育部門では、施設管理・保育補助・授業などの講師の職

となっており、任期为1年としています。

法改正の背景と目的で申し上げた現状と本町の課題は同様と認識しています。

(3)総務省が示す「制度導入等に向けた事務処理マニュアル」(以下マニュアル)に照らし合わせますと、事務・保育・教育・施設管理などの職については、月額・日額・時間給に問わず一般職の会計年度任用職員に任用することと考えられます。

なお、特別職は改正後の地方公務員法に定める職である「助言・調査・診断等を行う職種顧問、参与、学校薬剤師、学校評議員、統計調査員、学校医、産業医など」と、「選挙、国民審査及び国民投票に関する事務に従事する者」として整理し、「委員」については、「法令

又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員及び委員会の構成員の職で

臨時又は非常勤のもの」に該当する職として整理することとなります。

(4)マニュアルによりまずと、報酬の基本的な考え方は、職務の級の初号給に職務経験等を考慮した号給調整を行い、常勤職員の初任給基準額を報酬の上限の目安とするなどを定め、各個人ごとの報酬金額を算出する必要があります。

また、パートタイムの会計年度任用職員について、費用弁償及び期末手当の支給ができることとなります。今後、条例等で定めることとなりますが、「正規労働者と非正規労働者の間の不合理な待遇差の解消」を目的とした「同一労働同一賃金ガイドライン」、今後の様々な情報、近隣市町村の動向も踏まえ検討して

いくこととなります。従いまして、現状では明確にお答えすることはできませんが、1千万単位での財政負担が生じると推測しています。

(5)任期は、「採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間内の範囲内」で定めるものとされ、客観的な能力の実証を経て再度の任用ができることとされています。

なお、本町における会計年度任用職員は、原則パートタイムとする方針であり、支給される報酬は、その水準を職務の内容及責任、職務遂行上必要となる知識及び職務経験等を考慮し業務ごとの職種について設定する予定です。

また、超過勤務や休日勤務は、労働基準法の規定に沿った対応することとなります。通勤にかかる費用を費用弁償として支給し、期末手当は、相当長期にわたる者として6月以上勤務する職員

については、その基礎額、支給割合及び在職期間の取扱いについて設定する必要があります。

その他の労働条件等としては、労働基準法に規定する年次有給休暇、産前産後休暇、育児時間、生理休暇を制度化していくこととなり、社会保険の適用については、現状と変更はなく一定の勤務時間・報酬月額・雇用期間を満たす職員は、厚生年金保険及び健康保険の適用対象となります。

(6)町の非常勤職員を現行の条例等に規定される職について、特別職若しくは一般職への分類を行い、嘱託職員個人ごとの業務の洗い出し作業により内容把握及び今後の職務の方針について事前資料を作成したところで

す。また、10月には幹部職員・人事担当者・給与担当者に向けた制度改正の説明会を実施しており、各部署において関係する特別職等についての

状況把握と制度の理解を図ったものです。

今後は、次年度に関連例規の洗い出し、嘱託職員への制度移行に係る任用・勤務条件等の内容の周知及び説明会の開催を予定しており、9月定例会において関係条例の改正を上程する予定です。

その後、任用見込みの各職員における報酬等について、職務の内容や職務経験等を基に、それぞれ個人ごとに算出し、2020年当初予算に計上する予定です。

今後、制度改正に伴います様々な影響を検証しながら、第6次行政改革に掲げる組織改革と定員管理の適正化の取り組みを推進したいと考えています。

## 問 水道会計について

### 今後の経営見通しは

川辺町の水道事業は、建設段階、維持管理段階、更新段階と年数経過とともにさまざまな問題・課題を持ちながら、今日まで何とか健全経営で進んできました。

今後心配されることは、人口減少時代に突入し料金収入が減少し、経営が圧迫されること。施設の老朽化や耐震化による起債、いわゆる借金による資本費が増加し後年度の負担が増すことです。いずれにしても、今後の水道経営は決して樂觀できるものではありません。そこで、今後の見通しについて質問します。

- (1)過去5年間程度の水道経営の状況はどのようになっているのか
- (2)今後の水道経営の問題・課題について
- (3)昨今、有収率は減少傾



向にあるが、有収水量の引上げ策についてどのようになっているか

(4) 将来の供給単価、給水単価はどの程度に見込んでいるか

(5) 料金を上げるとするならば、何年後ぐらいになると考えているか

### 答 経営基盤の強化、人材・技術力の確保を指します

【参事兼基盤整備課長】

(1) 経営の健全性を表す経常収支比率を見ますと、平成25年度以前は100%を下回り赤字状態でしたが、平成26年度から黒字に転じ、平成29年度は106%、短期的な債務に対する支払能力も有しており、現時点における経営は健全であるといえます。  
(2) 将来の事業環境の変化として考えられる要因に、給水人口と水需要の減少、施設の老朽化対策や耐震化対策、人材不足

が考えられます。

本町の給水人口は減少傾向を示しており、10年後は現在より500人ほど減少するとの見込みであり、水需要についても、横ばいから僅かに減少傾向で推移するものと見込んでいます。

施設の老朽化対策や耐震化対策も避けられるものではありません。本町の水道施設は、造成後40年以上経過し、経年的な老朽化の進行により漏水事故も度々発生しているほか、大規模な災害時には断水が長期化するリスクも懸念されます。また、水道事業に携わる職員は減少しており、経験豊富な職員の退職により、技術や知識を有する人材の確保も課題であると考えています。

(3) 給水人口と水需要の減少が見込まれるなかで、有収水量の引上げは難しいことですが、有収率の低下は直接水道事業の経営に影響するため、漏水

等による無効水量の発生を極力抑え、有収率を高いレベルで維持していくことが責務であると考えています。

(4) 平成29年度の給水原価は178.6円/m<sup>3</sup>、供給単価は193.4円/m<sup>3</sup>で、料金回収率は100%を超え良好な経営状況であるといえますが、今後は給水人口の減少により収益の減少が見込まれる一方で、施設の老朽化対策や耐震化対策等の投資額が増加し、新たな企業債の借入れによる支払利息も増加するため損益は減少傾向となります。10年後の給水原価は196.2円/m<sup>3</sup>ほどと試算しており、現在の供給単価を上回る見込みです。

(5) 現在は、良好な経営状況であるといえますが、今後は新たな企業債の借入れや投資額の増加などにより給水原価の上昇が見込まれるため、内部留保資金を活用しながらも

この先おおむね10年後以降については料金の値上げなど新たな財源の確保が必要になるものと見込んでいます。

水道の経営状況は、今後、厳しさを増していくことが予想されます。危機意識を持って、効率的かつ適正な施設の更新や耐震化の促進、将来にわたって事業を持続していくような経営基盤の強化、人材・技術力の確保を目指していく必要があります。



山桶配水場

## お知らせ

一般質問の様子をCCネットで放映しています。

放映予定日は、定例会最終日の翌週の土曜日と日曜日です。

具体的な日時等は、ケーブルテレビの地域情報番組で案内されます。皆さん是非ご覧ください。

また、議会や委員会は傍聴ができますので、是非お越しください。

### 第1回定例会の予定

- 3月4日・定例会(初日)
- ・総務委員会
- 5日・総務委員会
- 6日・総務委員会
- 7日・総務委員会
- 8日・総務委員会
- 11日・総務委員会
- 15日・定例会(最終日)



※日程は都合により変更となる場合があります。

### 【お詫び】

平成30年11月1日発行の「議会だより(157号)2ページの「歳出総額80億7千万円29年度決算を認定」の記事中、「※資本的収支の不足額は、留保資金で補てんしました。」とありますが、資本的収支に不足額は生じませんので削除します。お詫びして訂正いたします。

# 議会日誌

11月

- 1日・あらたま志集会(中学校)
  - ・全国環境整備事業協同組合連合会大会
- 4日・川辺町福祉大会
- 7日・地方自治連絡協議会
- 8日・新任議員研修会
- 10日・あらたまの日(小学校)
- 12日・可茂町村議会議長会第2回議長会
- 15日・可茂地域市町村議会議員研修会
- 17日～18日
  - ・川辺ふれ愛まつり
- 21日・全国町村議会議長大会
- 27日・議会運営委員会
- 28日・中濃地域農業共済事務組合議会定例会
- 29日・洞戸川辺間主要地方道促進期成同盟会総会
- 30日・議会行政連絡会議

30年11月～31年1月

12月

- 3日・県町村議会議長会評議員会
- 5日・定例会(初日)
  - ・総務委員会
- 6日・総務委員会
- 14日・定例会(最終日)
- 19日・川辺町生活安全協議会
  - ・ふれ愛まつり実行委員会総会
- 20日・北小学校授業
- 21日・議会報編集委員会
- 25日・可茂行政事務組合議会第2回定例会
- 28日・年末夜警巡視

1月

- 6日・消防出初式
- 10日・議会報編集委員会
- 13日・成人式
- 15日・学校給食運営委員会
- 19日・家庭教育講演会
- 25日・議会報編集委員会
- 28日・商工会新春懇談会
- 29日・可茂地域市町村行政懇話会
- 30日・地方財政対策等説明会



## 編集後記

今定例会は年4回の最後の議会として開催されました。また北小学校6年生児童が傍聴や見学をした議会でもありました。さて、9月議会で新メンバー三人の編集委員が選任され今号は2回目の編集となり、少しでも多くの人に議会報を読んでもいただくために悪戦苦闘し頑張って編集しました。去る10月には「全国議会広報研修会」に参加し、編集に関する勉強をさせていただきました。

この研修で得た知識や技術を活かし、今後更に工夫を凝らしながら、読み手目線の編集に取り組んでいきたいと思えます。

M・F